

第 6454 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 8日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 欠損金の繰戻しによる還付の特例

**Q** : 欠損金の繰戻しによる還付の特例が、  
新型コロナウイルスの関係で改正になったとか。  
どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

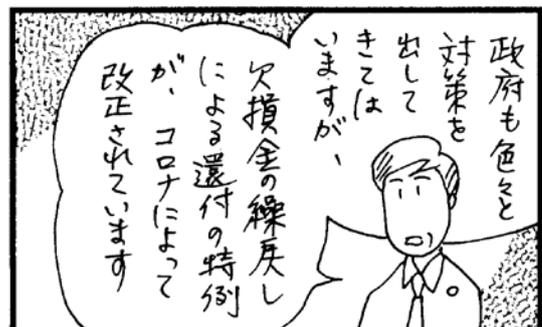
青色欠損金の繰戻しによる還付の特例が新  
型新型コロナウイルスの影響により次のように改  
正されました。

青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申  
告書を提出する法人について、その確定申告  
を提出する事業年度において生じた欠損金額  
がある場合に、その法人の請求により、その事  
業年度開始の前日1年以内に開始したいずれ  
かの事業年度に繰戻しして法人税の還付を受  
けることができる制度です。

資本金の額が1億円を超える法人につい  
ては、これまで、青色欠損金の繰戻し還付制  
度を適用することができませんでした。資本金  
1億円超10億円以下の法人については、青  
色欠損金の繰戻し還付を受けることができ  
ようになりました。

ただし、大規模法人(資本金の額が10億  
円を超える法人など)の100%子会社及び100%  
グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全  
部を保有されている会社を除きます。

この改正は、令和2年2月1日から令和4  
年1月31日までの間に終了する事業年度に生  
じた欠損金について適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】